2025.10

ここは小さな社会　あなたは大人

神山まるごと高専寮 寮則

神山まるごと高専寮

神山まるごと高専は全寮制の高等専門学校です。
全学生は、これまでの実家での生活とは異なる寮生活を通じて、様々な環境で育ち、様々な生活習慣や価値観を持った他の学生たちと共同生活をしていくことになります。
本校では、この寮生活を通じて、社会に出た時に必要とされる一般的なルールやマナーは勿論のこと、学生自らが互いに影響しあいながらより良い学びと暮らしの場を創造する力を養い、これからの社会を担う人材としての人格形成ができると考えています。
寮での共同生活を通じて、周囲への配慮ができ、働きかけ、創り出し、それを維持発展させていく経験をしていただくことを期待しています。
当然、遵守すべき法律があり、本校の学生として求められる考え方や言動があり、何よりも、多様な学生が共に暮らしていくわけですから、守らなければならないルールが存在します。馴染むまでには多少の窮屈さを感じることもあるかもしれませんが、この寮生活では、積極的に自分とは違う価値観に触れ、互いに気づき学びながら充実した時間を過ごしていただきたいと思います。

学生主体の自治寮を目指しています。

当寮は生活空間としてだけでなく、学生ひとりひとりが主体的に多くの友人たちと互いに多層的に語らい、
気づき、切磋琢磨し、より良い未来を創造していく「場」です。

この「場」を現実社会と捉えた時、

既存のルールに従っているだけでは未来をより良いものにできない葛藤を抱えることもあります。
掲げる理想やビジョンによっては既存のルールが最適解ではないことにも直面します。

より良い未来を創造していくためには、変えた方がいいルールだってある。

未来を変えていく学生には、この寮での「場」を通じてそのマインドと行動力を身に付けて欲しいと考えます。
原理原則を見直し、ルールを再検証する姿勢こそが大切だと私たちは考えています。

寮では有機的に変化していくことを見据えて、様々な規則を定めています。

寮生活における規則について

1. 日課
2. 門限・点呼
3. 寮施設・備品管理
4. シャワー
5. 洗濯
6. 私物の持ち込み
7. 整理整頓・清掃
8. 食事
9. 転出・転入
10. 郵便物・宅配便
11. 面会
12. 外出
13. 移動手段（運転免許・原動機付自転車・自転車）
14. 外泊
15. 傷病
16. 罰則・禁止事項
17. 寮室等へ立ち入り等について
18. 離寮について

1. 日課

平日

時間	区分
7:00-7:30	点呼
7:30-8:30	朝食
8:30-9:00	登校
9:00-	授業
12:15-13:15	昼食
13:15-16:30	授業（3限まで場合は14:45まで）
授業終了-18:00	自由時間（自習・課外活動、洗濯等）
18:00-19:30	夕食
19:30-21:30	自由時間（自習・課外活動、洗濯等）
21:30-	点呼
23:00	消灯

※テスト期間やイベントにより、日課の変更可能性あり

土日祝

時間	区分
4:30-9:30	点呼
4:30-21:30	自由時間
21:30	点呼
23:00	消灯

2. 門限・点呼

- 門限
  - 門限は、21:30とし、21:30以降の寮施設外への外出は禁止とする。
- 点呼
  - 点呼とは、寮生の所在確認と体調確認を目的とし実施すること。

3. 寮施設・備品管理

- 管理・運用
  - 寮施設は、譲り合って利用し、私物を放置せず、各自が責任を持って利用後の清掃・原状回復・消灯・施錠を行う。
  - 寮備品は、各自が責任を持って管理・運用する。寮生が故意又は重大な過失により紛失、破損又は汚染した場合は、当事者による協議のうえ、寮生ないしは保護者等が原状回復に必要な費用を弁償し、寮運営法人に支払うものとする。
  - 寮室および学習机の鍵については、複製・貸し借りは禁じる。
  - 緊急時等必要がある時には、寮スタッフがマスターキーで寮室を開錠する。
- 施設および備品一覧（以下エリアの使用を認める）
  - 1階：食堂エリア

        - 食堂
        - 寮生キッチン
    - 2～4階：寮生寮エリア
        - リビングスペース（フロアから小上がりになっている部分）は土足厳禁。
        - リビングスペース備品
            - カーペット
            - テーブル
            - 冷蔵庫
            - 電子レンジ
            - 電気ケトル
            - テレビ
            - 収納付きテレビ台
            - 電池式ランタン
            - 防災バック
        - 寮室備品
            - 寮室の鍵
            - 学習机
            - 学習机の鍵
            - 椅子
            - 卓上ライト
            - 寝具類（ベッド台、マットレス、シーツ、夏用布団）
            - ベッドライト
            - エアコン

4. シャワー

- 設備および利用時の留意事項
    - 男女各フロアにシャワー室が5つずつ設けられており、ホーム敷地内で同時間帯に使用できる水量に限度があるため、節水を心掛ける。
- 利用可能時間
    - 食堂厨房での水の大量使用時間帯（食事提供時間＋清掃時間後）を除いた時間に利用する(瀬戸内法適用)。
        - 平日
            - 朝：8:00まで
            - 夜：13:30-18:30、20:00以降
        - 休日
            - 食堂が非稼働のため、時間指定せず、分散利用を実践する。

5. 洗濯

- 設備および利用時の留意事項
    - 男女各フロアに洗濯機および乾燥機が6台ずつ設けられており、寮敷地内で同時間帯に使用できる水量に限度があるため、節水を心掛ける。

    - 洗濯、乾燥したものを放置しない。
- 利用可能時間
    - 分散利用を実践する。

6. 私物の持ち込み

- 私物の持ち込み
    - 居室の収納には限りがあるため、必要最低限の荷物に留める。長期休暇中（夏季・春季）は寮室から全ての荷物を出す（＝帰省先に持ち帰る）ため、必要最低限の荷物を持参する。
    - 非常時に備え、居室内の整理整頓と避難経路の確保に努める。
- 私物の管理
    - 日頃から金銭及び物品の自己管理に十分努める。持ち物には名前を記入する。
    - 寮室が無人になる場合、寮室のドアを施錠する。貴重品は、学習机の鍵がかかる引き出しに入れ、施錠する。
    - 紛失や盗難被害にあった場合は、寮スタッフに速やかに報告する。
- 持ち込み禁止物
    - 禁止物の持ち込みが発覚した場合は、没収の上、原則として即日自宅に送り返す。持ち込み禁止物の所持確認のため、寮室の定期確認を実施することがある。
    - 法律で禁じられているもの
        - 火災の原因となるもの
            - 石油・電気ストーブ
            - 電気ヒーター
            - ガスコンロ
            - マッチ
            - ライター
            - キャンドル
            - ヒートガン　等
        - 周囲や集団生活上、危険と見なされる物品
            - 包丁
            - カッター
            - エアガン
            - 爆発物
            - 劇毒物　等
        - 集団生活の風紀を乱すもの
        - 寮敷地内に設置済で電気を大量消費する電化製品
            - 冷蔵庫、電子レンジ、テレビ 等
        - 衛生管理が困難と見なされるもの
            - ペット
            - 植物　等

        - その他、集団生活において、騒音や異臭等により、寮スタッフが他者に迷惑をかけるものと判断したものは持ち込みを禁ずる。

7. 整理整頓・清掃

- 清掃
    - 常に身の周りの清潔・整頓に心掛け、ユニットだけでなく廊下や階段をはじめ共有スペースも責任をもって清掃する。
- ゴミ捨て
    - 神山町の分別方法に従い「神山町指定のゴミ袋」に「事業系シール」を貼り、仕分けしゴミ倉庫に出す。
      参考：神山町_ごみ収集カレンダー
      神山で暮らすってどないやろ？～ゴミ分別編～

8. 食事

- 平日
    - 1日3食を次の時間内に神山まるごと高専寮の食堂にて食事をとる。
        - 朝：7:30-8:30
        - 昼：12:15:13:15
        - 夜：18:00-19:30
    - アレルギーを有する場合、健康調査票を回答し、寮スタッフ・保健士・食堂業務者と面談を実施する。
    - 欠食の場合には、判明した時点で速やかに、食堂のホワイトボードに記名する。なお、欠食が発生した場合においても寮費（食費）の返金等は行わない。
- 休日
    - 食事提供はないため、食堂施設内の寮生キッチンや各ユニットにて、食事を各自準備する。

9. 転出・転入

- 神山町での生活基盤を築くために
    - 神山まるごと高専寮への入寮にあたり、住民票異動手続きを実施する。
        - 住民票異動は法律で定められた義務でもあり、神山町への住民票異動により補助制度（医療補助やタクシー代補助）が利用可能となる。
          参考：住民票異動について（総務省資料）
- 手続きの流れ
    - 転出手続き
    - 転入手続き（住民票異動）および子どもはぐくみ医療費助成制度受給者証申請
    - 転入手続き完了・子どもはぐくみ医療費助成制度受給者証発行
    - マイナンバー申請または変更申請
        - ※タクシー利用の助成制度（まちのクルマLet’s）を利用するためには、マイナンバー登録が必須となる
    - まちのクルマLet’s申請

- 手続き時の留意事項
  - 入寮後、保護者署名を必要とする書類への署名については、入寮時に提出した委任状をもって寮長の署名にて代えるものとし、代理署名を行う場合には、その用途について寮より保護者に知らせる。

10. 郵便物・宅配便

- 開寮期間
  - 通常の郵便物、宅配物の受け取りについて
    - 平日、休日ともに、学校事務局または寮スタッフが代理で郵送物および宅配物を受け取り、郵送物は事務局室、宅配物は郵便室に仮置きする。
  - 郵便物は、寮スタッフが、当日夜の点呼時に本人に配布する。
  - 宅配物は、学生本人が郵便室に受け取りに行く。基本、宅配物の到着の連絡は行わないため、各自が定期的に郵便室を確認する。
  - クール便や着払い便、本人確認が必要な郵便物について
    - 学校事務局または、寮スタッフが不在票を受け取り、本人に渡す。本人が業者と連携して受け取る。スムーズに受け取れるように、事前に伝票に本人の電話番号を記載し、本人が受け取れる時間帯を指定しておくと良い。
  - 宛名
    - 郵便物および宅配便を寮に送る場合、荷受け場所に届くため、以下の通り、「**神山まるごと高専寮**」「**学籍番号**「**寮生氏名**」を宛名に必ず記入する。保護者をはじめ、関係者に宛名の徹底を連絡する。

〒771-3310徳島県名西郡神山町
神領字西上角175-1
神山まるごと高専寮（ 学籍番号 ）（ 氏名 ）

  - 荷物の受取
    - 宅配物は、郵便室に保管されるが、荷物到着の連絡は行わないため、各自が定期的に郵便室を確認する。
- 閉寮期間
  - 閉寮期間中は、局留めとなり、開寮時に配達される。閉寮期間中の荷物受取および帰省先への送付は行わない。閉寮期間中に、転送が必要な場合は各自で手続きをする。

11. 面会

- 「面会」は、神山まるごと高専寮の敷地内で外部者と対面で会うことを指す。
  - 「外部者」は、スタッフ・在校生以外の者（＝学校外の友人・知人、スカラシップパートナー、取材メディア、保護者等）を指す。ただし、神山まるごと高専寮の敷地内に保護者が自家用車で入ることは、「面会」に該当しない。
  - 面会可能時間
    - 安全管理上、以下に面会可能時間を設ける。
      - 平日：15:00-18:00
      - 休日：9:00-18:00
  - 面会可能場所
    - 食堂
    - 図書館
    - 寮室および事務局エリアへの入室は禁ずる。
- 面会するために
  - 安全管理上、原則、来訪者登録を前日までに行う。
  - やむを得ず来訪者登録が当日になる場合、来訪者登録を行った上、学校スタッフへ直接連絡する。

12. 外出

- 「外出」は、神山まるごと高専寮の敷地内から出ることを指す。
- 外出するために
  - 神山町外に外出予定の場合、外出先について保護者から事前に了承を得たうえで、2日前までに外出届を提出する。
  - 外出中に不測の事故等により、届け出た時刻までに帰寮が不可能となった時は、速やかに寮スタッフに連絡する。

13. 移動手段（自転車・原動機付自転車・自動二輪・普通車 ）

- 前提
  - 運転における事故・トラブル・破損等は、自己責任とする。
- 登下校時
  - 登下校は、原則徒歩移動とする。
- 登下校以外
  - 徒歩・自転車・原動機付自転車（満16歳以上）・自動二輪（満16歳以上）・普通 車（満18歳以上）・公共交通機関を利用する。
  - 自動二輪・原動機付自転車を持ち込む場合、寮持ち込み許可申請を寮スタッフに提出し、許可をとる。
  - 自転車・原動機付自転車・自動二輪の運転は、事故があった時に加害者になりかねないため、常に道路交通法を遵守し、マナーの向上と安全運転を心がける。万が一、交通事故に遭った場合は、寮スタッフに速やかに連絡する。

- ○ 自転車・原動機付自転車・自動二輪は、神山まるごと高専寮内の駐輪場を利用する。なお、自転車44台が貸出可能であるが、貸出自転車による事故等について当校は原則として責任を負わない。
- ○ 2023年4月より、すべての自転車利用者に乗車用ヘルメット着用の努力義務を課すため、ヘルメットを持参する。
  参考 ：内閣府 自転車の安全利用の促進について）

14. 外泊

- 外泊とは
  - ○ 神山まるごと高専寮以外の場所で宿泊することを指す。
  - ○ 帰省を含む。但し、閉寮期間の帰省を除く。
- 外泊するために
  - ○ 外泊する場合、寮スタッフに外泊届を提出し、出発希望日から2日前迄に保護者の承認を取る。寮スタッフから外泊申請承認連絡を受けてから出発する。
  - ○ 外出中に不測の事故等により、届け出た時刻までに帰寮が不可能となった時は、 速やかに寮スタッフに連絡する。

15. 傷病

- 健康管理
  - ○ 体調が優れない場合や怪我をした場合は、症状が悪化してまわりに迷惑をかけないように早めに申し出ること。また、出来るだけ早く医者にかかり、同室の寮生に迷惑をかけないように心掛ける。特に、夜や週末の場合、診察可能な病院等が少なくなるので注意する。
  - ○ 同室・隣室の者が病気の時は、扶け合い、様子がおかしい時は早めに寮携帯に連絡する。
- 緊急連絡先
  - ○ 寮携帯：070-1780-8899

平日・時間帯	対応者
7:00-8:30	寮スタッフ
8:30-17:00	学校スタッフ（※1）
17:00-23:00	寮スタッフ
23:00-翌朝7:00	寮見守りスタッフ(※2)

土日祝・時間帯	対応者
7:00-23:00	寮スタッフ
23:00-翌朝7:00	寮見守りスタッフ(※2)

※1：平日8時半～17時に寮スタッフは不在
※2：寮に滞在するスタッフを指す

- 健康維持のための必要準備物
  - 前提
    - 薬事法を守り、薬へのアレルギー反応を避けるため、寮スタッフが寮生に薬を渡すことを不可とする。
    - 健康管理は個人で行うことが原則のため、また神山町にはドラッグストアがないため、健康維持・体調回復時に必要になるものは、事前に各自準備する。
  - 入寮時に必要な健康・安全な生活のための持ち物
    - 保険証
    - 体温計
    - 常備薬（鎮痛解熱剤・総合感冒薬・胃腸薬・持病やアレルギーに対する処方薬・湿布・酔い止め 等）
    - 保冷用品（保冷枕・冷却ジェルシート 等）
    - 体調不良時に備えた飲食料（経口補水液・ゼリー・トローチ 等）
    - 感染対策グッズ（マスク、消毒シート、アルコール消毒液 等）

16. 罰則・禁止事項およびその処分について

本校が定める学生懲戒規定によるものとする。

(1)交通違反
(2)飲酒または飲酒目的の酒類所持（20歳未満または学校敷地内(寮も含む)）
(3)喫煙またはたばこ所持（20歳未満または学校敷地内(寮も含む)）
(4)危険物、違法薬物の所持・使用
(5)器物破損（故意・悪質）
(6)暴力行為
(7)遺失物横領
(8)窃盗
(9)いじめ
(10)賭博・賭け事
(11)盗撮・盗聴・不正アクセス
(12)異性の居室エリアへの立入り・第三者の立入りほう助
(13)不純異性交遊
(14)居室エリアへの立入りほう助（保護者含む）・居室及び設備等の第三者への転貸
(15)外出届・外泊届の遅延、神山町外への無断外出
(16)点呼時の不在（外泊届が提出されている場合を除く）
(17)定期試験での不正行為(試験に類するレポートも含む)
(18)本学の信用と名誉を毀損する悪質な行為
(19)本学の業務を故意に妨害する悪質な行為
(20)本学で規定された禁止事項を故意に破る悪質な行為
(21)寮での違反行為のうち特に悪質な行為

(22)その他、寮が別途定めたルールに反する行為、もしくは本学の学生として相応しくない行為

- 寮生の違反行為については、法的処分とは別に本校の定める学生懲戒規程に則り懲戒処分を科す。(学生懲戒規程についての詳細は別紙参照のこと)

17. 寮室等へ立ち入り等について

- 寮生に寮則の違反行為の疑いがある場合、その他寮の適正な管理や危険防止等のため必要性が認められる場合、寮生に事前に連絡の上、寮室などへの立入り検査、寮生の所持品の検査、その他必要な措置を実施することがあり、寮生はこれに協力しなければならない。
- ただし、緊急の必要性が認められる場合、寮生への事前の連絡なく、上記措置を実施する場合がある。

18. 離寮について

次の場合には、寮に滞在することは出来ない。

- 閉寮期間
  - 次の長期休暇時は、閉寮に伴い、離寮(帰省)する。
    - 春季休暇、夏季休暇、冬季休暇
- 感染症蔓延時
  - 新型コロナウイルスやインフルエンザ感染等の罹患感染寮生数が増加し、寮スタッフが感染拡大防止のために閉寮を判断した場合、離寮を命ずることがある。
- 寮での健康と安全な生活が担保できない場合
  - 次の事象に該当する場合、寮スタッフが即時離寮を命ずることがある。その場合、寮スタッフから保護者へ事象連絡する。離寮を命じられた寮生は、即時離寮するものとし、療養中は離寮の原因となった状況の解決に専念することとする。また、復調に関して時期の目安がない症状については、帰寮の際に医師の診断を必要とする。
    - 病気・怪我などにより、医師の判断として3日以上の療養が必要な場合
    - 医師の診断に関わらず、実質的に3日以上の療養を既に行っている場合
    - 失踪、失踪未遂
    - 自傷行為
    - うつ病、心身不調など、医師が寮生活継続が困難と判断した場合
    - 連続した出席日10日間の中で、3/4以上の授業の欠課がみられる場合　等
- 寮内の風紀・秩序を著しく乱した場合
  - 禁止事項に該当する行為を行った場合、寮スタッフが即時離寮を命ずることがある。その場合、寮スタッフから保護者へ事象連絡する。

離寮を命じられた寮生は、即時離寮するものとし、帰寮に際しては寮責任者の処分完了の判断を必要とする。

- その他、寮スタッフが離寮すべきと判断した場合
  - 寮スタッフが即時離寮すべきと判断した場合、即時離寮を命じ、寮スタッフから保護者へ事象連絡する。